郵政改革に関連する法案骨子について (談話)

平成 22 年 4 月 20 日 郵政改革・金融担当大臣 亀井静香 総務大臣 原ロー博

郵政改革法案(仮称<以下、改革法>)、日本郵政株式会社法案(仮称<以下、会社法>)等については、政策会議、公開ヒアリング、ワーキングチーム等の政府・与党内の議論、検討に加え、地方公聴会等における国民の意見、日本郵政グループの意見等を踏まえ、現在、下記の内容を骨子として最終的な策定作業を行っている。

今後、政府・与党内の所要の対応を経て、内閣として閣議決定を行い、国会 に提出する。

1. 日本郵政株式会社等の合併等

- (1) 日本郵政株式会社、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社は、日本郵政 株式会社を存続会社として合併する。
- (2) 従前に引き続き、合併後の日本郵政株式会社(以下、新日本郵政(株)) は 特別法に基づく特殊会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社は業法に基づいて 銀行業及び生命保険業を営む一般の株式会社とする。
- (3) 政府は、新日本郵政(株)の議決権の1/3超を保有する。

2. 合併後の新日本郵政(株)

- (1)新日本郵政(株)は、郵政事業におけるユニバーサルサービスの責務を果たすため、全国に設置された郵便局で、郵便、銀行代理業、保険募集等に係る業務を行う。
- (2)新日本郵政(株)は、郵政改革の目的に資することを前提に、郵便局を活用した行政サービス等、地域住民の利便の増進に資する業務等を届出により行うことができる。

- (3)新日本郵政(株)は、業務の区分ごとの収支の状況、経営の状況に関する情報を公表しなければならない。
- (4)新日本郵政(株)は、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の議決権の1/3超を 保有する。

3. 郵便貯金銀行及び郵便保険会社

- (1)新日本郵政(株)とユニバーサルサービスに関する銀行代理業及び保険募集 等に係る契約を締結する銀行(郵便貯金銀行)及び生命保険会社(郵便保険 会社)には、同種の業務を営む事業者との競争条件の公平性等を勘案し、預 入金額及び保険金額等の限度額を政令で設ける。
- (2) 郵便貯金銀行及び郵便保険会社には、業法に基づく規制に加えて、一定の期間、新規業務の届出を義務づける。
- (3) 郵便貯金銀行及び郵便保険会社が行う金融業務については、同種の業務 を営む事業者との競争条件の公平性等の観点から、有識者によって構成され る郵政改革推進委員会(仮称)を設け、その内容をチェックし、政府に対し て意見具申を行う。
- (4) 政府は、郵政改革推進委員会の意見等を受けて、郵便貯金銀行及び郵便 保険会社に対して、改革法に基づいて所要の措置(勧告等)を行う。

4. 施行日等

- (1) 郵政民営化法は改革法、会社法等の公布後3か月以内に廃止する。
- (2) 郵政民営化委員会は廃止する。
- (3) 合併は平成23年10月1日に行う。

以 上